

取手市国民健康保険税条例の改正(案)

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、令和6年1月から、出産被保険者に係る産前産後期間の所得割保険料(税)及び被保険者均等割保険料(税)の軽減措置が講じられることを踏まえ、条例の一部を改正するほか、所要の改正を行う。

軽減額

$(\text{所得割額} \cdot \text{均等割額}) \times (12\text{分の}1) \times (\text{産前産後期間}^{\ast}\text{の月数})$

※ 産前産後期間

- ・ 出産予定日の属する月(出産予定月)の前月から、出産予定月の翌々月までの4か月間
- ・ 多胎妊娠の場合は、出産予定月の3か月前から、出産予定月の翌々月までの6か月間

(注意) 法定軽減該当の場合は、軽減後の金額から上記金額を算出する。

未就学児に係る減額 (第21条第2項)

第1号ア (7割軽減該当世帯の医療分)	改正前：3,100円	→	改正後：3,150円
第2号イ (5割軽減該当世帯の支援分)	改正前：5,000円	→	改正後：2,500円